# 【1988 年 11 月 15 日】次期年金制度改革に対する労働側意見 年金審議会委員

1988年11月15日

### 次期年金制度改革に対する労働側意見

年金審議会委員柿沼靖紀年金審議会委員本道善夫年金審議会委員横山樹

#### はじめに

昭和 64 年の財政再計算期を迎え、次期年金制度改革について現在、年金審議会で審議が行われているが、なかでも大きな課題とされているのは、支給開始年齢を 65 歳に繰り延べようという点である。

われわれは、定年年齢と年金の支給開始年齢との間に現在でさえギャップがあるなかで、 60 歳代前半層の雇用対策が明らかにされないまま財源対策のみを前面に打ち出しての支 給開始年齢の繰り延べには断固反対せざるを得ない。

また、給付水準についても老後生活を維持していくためには不十分なものと言わざるを 得ず、70年の制度一元化にむけたそのプロセスも依然として曖昧なまま制度間財政調整な どが検討されている。

まず高齢化社会を迎え、国の責任を基本とする社会保障の理念を改めて打ち出し、70年一元化の内容とプロセスを明らかにすることが必要である。同時に、次期年金改革にあっては、財政再計算結果の公表および、厚生年金への国庫負担繰り延べ措置のとりやめと、その返済計画を明らかにすることが前提である。

以上の観点から、次期年金改革について、次の通り基本的考えを明らかにする。

# 1、基本的視点

前回の 61 年改訂に伴う問題点の是正を図り、公的年金一元化の具体的内容とそのプロセスを明らかにし、年金制度に対する国民の不安感を解消して、老後保障の中心的役割としての信頼を取り戻す。

### 2、具体的検討課題について

#### (1)給付問題

老齢厚生年金(特別支給)の標準的な年金額は、60歳支給時(30年加入)で ILO128

号条約の基準「直近男子の平均賃金の 60% (年間総報酬の 45%)」を満たすよう給付設計を改める。

年金スライドは、自動賃金スライドに改め、また再評価についても賃金スライド を基準にして、現役労働者の賃金上昇に合わせて年金の実質価値を保障する。

障害厚生年金の3級障害年金額は、1~2級の年金額との見合いで改善する。

遺族厚生年金の若年の子なし妻に対する給付額は、夫死亡時 35 歳以上の要件をはずし、共済年金と同様に、40 歳以上は全て中高齢加算をおこなう。

在職老齢年金については、現行の収入による減額措置の見直しなど抜本的な改善をはかる。

#### (2)保険料問題

保険料の負担割合は、段階的に労働者 3、使用者 7 の割合に変更し、将来の被保 険者の負担を軽減する。

基礎年金の拠出金算定(免除者、滞納者の除外問題)の改善により、保険料の負担増を軽減する。

#### (3)支給開始年齡

60 歳以上の厳しい雇用・労働条件を考慮して、今後とも 60 歳支給を維持する。 第3種被保険者については、雇用・労働条件の特殊性を考慮し、現行の 55 歳支 給を維持する。

#### (4)基礎年金問題

基礎年金に一定の最低保障額を設けるとともに、老齢基礎年金は、老後生活のための基礎的な所得を保障する給付水準に引き上げる(見直し訓示規定)。

基礎年金への国庫負担率を段階的に、1/2 ないし 2/3 に引き上げ(見直し訓示規定)、保険料の軽減、無年金者の解消を図る。

基礎年金の拠出金算定対象者の不合理性(免除者、滞納者の除外)を是正し、被用者年金からの超過拠出金をなくす。

#### (5)国民年金問題

現行の付加年金の改善、拠出比例年金の導入などにより給付水準の充実をはかる。 10年年金、5年年金は、経過的年金であり、老齢福祉年金とともに国庫負担の追加投入により改善をはかる。

20 歳以上の学生、20 歳未満の自営業者の適用問題は、強制加入とし、学生については保険料免除制度などで対処する(見直し訓示規定)。

#### (6)被用者年金制度の制度間調整

年金一元化の内容とプロセスを明らかにし、給付と負担面で公平な年金制度を確立するため、さらに制度上の相違の解消に努める。

鉄道共済年金問題は、基本的に公的年金一元化問題とは別問題であり、65年度以降については、組合員の過度な負担に配慮し、国と清算事業団の責任と負担を明ら

かにすることを基本に、加えてJR 各社の自助努力で対処する。

鉄道共済年金救済について、その責任と負担の所在が明確にされておらず、また 共済年金と厚生年金との制度上・実態上の不均衡が残されている段階で、厚生年金 からの財政拠出は断じて容認できない。

## (7) 積立金の管理・運用問題

年金積立金の自主運用枠を当面、積立金総額の 1/3 程度まで拡大する。 被保険者、事業主、公益、政府の 4 者構成による自主運営機構を設置する。

#### (8) その他

年金制度の改正にあたっては、まず年金制度への信頼を回復するためにも、57年からの厚生年金の国庫負担一部繰延べ措置をとりやめ、その返済計画を明示することが前提である。

各年金制度の年金財政計画の試算方法を統一し、その公表を義務づける。 年金の支払い業務を毎月払いにする。

厚生年金基金制度については、中小企業への普及促進をはかるなど、一層の改善・ 充実をおこなう。